

第25期第16回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年11月8日(金)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、田中聖晃、橋本良子
保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 荘埜晃一 1名
- 5 議 案 (1) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～8号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。第25期第16回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

事務局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は荘埜晃一委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、相原和彦委員と井口和喜委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について」です。

令和6年10月11日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要になります。

【譲受人や譲渡人、土地の所在・地積等について説明】

別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。

1の(1)対象となる行為は所有権の移転となりますので、農業委員会の許可が必要となります。農業委員会の許可を得ずにした行為はその効力を生じないというものです。

3 農地法第3条第2項が定める不許可基準です。(1)について、譲受人は農業経営を適切に行っているため、該当しません。(2)(3)

についても、該当しません。(4)について、譲受人は常時農業に従事されているため、該当しません。(5)(6)についても該当いたしません。よって、不許可基準のいずれにも該当しません。こちらの事実確認調査は加藤直正委員をお願いしています。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 10月31日に事務局1名と調査に行ってきました。こちらの畑は全面綺麗に耕されており、大部分でネギが作付けされていました。販売は全て庭先販売、境界につきましては、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和6年9月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は渡邊仁委員をお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、渡邊仁委員お願いします。

渡邊仁委員 10月9日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、リーフレタス、アカカブ、ダイコン等が作付けされ、また、北側にビニールハウスが1棟あり、中では、半分耕されており、もう半分で育苗用の苗を作っているとのことでした。販売は全て庭先販売、境界は北側に一部不明瞭なところがありましたので、表示していただくようお願いいたしました。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年10月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長

10月15日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、主に露地野菜を作付けし、庭先で販売をしているとのことで、畑の東側の道路に面したところに販売するスペースがありました。調査時は、北側にカキが1本植わっており、ハクサイ、キャベツ、コマツナ等が作付けされておりました。とても綺麗に管理されており、境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。

対象地の南側が一部へこんでおり、自宅が建っています。その影響で、一部日当たりが悪くなり、野菜の出来が悪かったとのことでした。また、野菜の自動販売機を設置したいと要望があったため、区の補助制度の説明をしました。しかし、申請者はJAの部会に入っておらず、補助を受けられないとのことでした。こういった申請者への対応も課題だと感じました。以上です。よろしくお願いします。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年10月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

10月15日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は、全面防草シートが敷いてあり、ミカンが60本ほど植わっておりました。7年ほど前はコマツナ等の葉物を中心に市場へ出荷していました。しかし、申請者の高齢化等により、野菜の作付けが難しくなったため、管理しやすい果樹に作付けを変え、全面防草シートを敷き、ミカンを植えたとのことです。この1、2年である程度収穫できるようになったため、近所の方に予約販売を行っているとのことでした。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号および議案第6号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号および議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年10月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は櫻井祐次委員にお願いしています。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、櫻井祐次委員お願いします。

櫻井祐次委員 10月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
まず、11ページの(2)(3)の畑と、13ページの(1)から(3)の畑は地続きになっていることを先に報告させていただきます。11ページの(1)の畑は、サツキ、ツツジ、ツバキ等が植わっており、下草もなく綺麗でした。11ページの(2)(3)の畑および13ページの(1)から(3)の畑は、サツキ、キンモクセイ、ツバキ等が植わっていました。販売は個人、植木屋に卸しているとのこと。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

橋本良子委員 11ページの(1)の畑は、どうやって入るのでしょうか。

櫻井祐次委員 (1)の畑の北側に申請者の自宅があり、庭先を回って入っています。

尾崎賀一会長 他に何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年10月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は篠田政巳委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 10月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑の北側にお稲荷さん、南側に直売所が設置されており、納税猶予の対象から外れております。

調査時は、北側で桃のジョイント栽培、ナス、ピーマンが作付けされ、夏に作付けしたラッカセイが干してありました。その他は綺麗に耕運されていましたが、家庭の事情で秋冬の作付けは難しいとのことでした。販売は庭先販売とJA直売所とのことでした。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年10月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は加藤直正委員をお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 10月25日に事務局1名と現地調査に行ってきました。

南側の一部はウメが植わっておりました。(1)から(4)の畑の北側半分は耕運されており、今後はミカンやクリ等の果樹を検討していくとのことでした。販売は全て庭先販売とのことでした。境界についても全て確認できました。特に問題ないと思います。

報告事項としまして、息子さんが調査に立ち会われたのですが、他に仕事をしており、人手が足りない旨のお話があったため、練馬区援農ボランティア制度の説明と都市農地の貸借等について説明させていただきました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに、18ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
ます。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに20ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
ます。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和6年10月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1 枚目の次第をお願いします。

3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第16回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人